

## 論 説

# 米国における生命保険および 生命保険信託の課税関係

佐古麻理

(税理士・同志社大学大学院法学研究科博士後期課程3年)

### 目 次

#### I はじめに

#### II 生命保険の課税関係

- 1 遺産としての生命保険金
- 2 他の受益者による保険金の取得
- 3 内国歳入法典2042条と他の条項との関係
- 4 生命保険と贈与税・世代跳躍移転税

#### III 生命保険信託の課税関係

- 1 生命保険信託の概要
- 2 生命保険信託の形式
- 3 生命保険信託を設定する理由
- 4 生命保険信託と連邦贈与税

#### IV おわりに

### I はじめに

本稿の目的は、米国の富の移転課税における生命保険および生命保険信託の課税関係を明らかにすることにある。

生命保険と課税との関係には、生命保険契約者、保険料支払人、保険金受取人および被保険者の4つの要素が存在するが、米国においては、そのうちのいずれが課税を生じさせる重要な要素となっているのか、また、その理論的背景にあるものは何か、等が本稿の関心である。他方、生命保険信託と課税との関係に関しては、第1に、生命保険信託の形式からみた分類の試みと各形式と課税との関係について、第2に、撤回可能信託と撤回不能信託の理論と課税上の違いについて、第3に、生存者撤回不能信託に所有される生命保険の課税関係について、等が本稿の関心となる。生命保険信託では、その契約の内容によ

っては、課税関係が変化し、多様な課税関係が生じるであろう。その結果、生命保険信託の課税関係が、生命保険の課税関係と同じになることも、十分に考えられる。このような状況を鑑みた場合、生命保険信託の課税関係のみならず、その基礎となる生命保険の課税関係についても併せて検討することが求められる。

生命保険と生命保険信託の課税関係について、その両者を検討することの意義は、わが国の裁判事例との関係においても見出すことができる。平成25年4月3日、贈与税決定処分取消等請求控訴事件（以下「名古屋事件」という）に関する判決が名古屋高等裁判所で示された<sup>(1)</sup>。名古屋事件では、生命保険と信託の双方の法的性質を併せ持った生命保険信

(1) 名古屋高判平成25年4月3日訟月60巻3号618頁。

託に対する課税関係が論点となっている。すなわち、その課税関係について、①相続税法上のみなし贈与としての生命保険に関する課税関係の趣旨およびその規定からみるべきか<sup>(2)</sup>、②信託に関する課税関係の趣旨およびその規定からみるべきか<sup>(3)</sup>、③両者の重複適用という観点からみるべきか、という視点からの課題が内在する<sup>(4)</sup>。この課題に向き合うためには、生命保険の課税関係と信託の課税関係とを明確に区分し、双方の課税関係を検討することが必要となるであろう。

名古屋事件で争点となる信託の特徴は、第1に、当該信託が米国ニュージャージー州法に準拠し、米国内において設定されたこと、第2に、当該信託は撤回不能信託であったこと、第3に、米国内で汎用されるエステートプランニングとしての生存者撤回不能生命保険信託が設定された、等である。したがって、名古屋事件の特徴は、米国内の信託であって、またその設定に際しては、米国内の法を意識したものであるといえる。

このように、名古屋事件では、外国法、特に米国内法に基づく生命保険信託をわが国の相続税法にどう包摂するのかが問われること

になる<sup>(5)</sup>。そのためには、米国における生命保険および生命保険信託の課税関係、さらには、富の移転に関わる信託の課税関係<sup>(6)</sup>を検討する必要がある。

米国における富の移転課税は、連邦遺産税、連邦贈与税および世代跳躍移転税の3つの税目から構成される。富の移転は、生存中、死亡時、世代を超えた数世代という主に3つの過程で生じる可能性があり、その過程をとらえ、税が課される制度となっている。生存中の移転については、贈与税が課税される。死亡時の移転には遺産税が課税される。生存中から世代を超えた富の移転全般については、世代跳躍移転税が課税される。このような3つの税目で一つの富の移転に対する税制度が構築されている。富の移転の形式には、様々な手法が存在する。本稿は、富の移転の手法の一種である生命保険および生命保険信託の課税関係について検討する。

## II 生命保険の課税関係

故人の生命保険金は、①遺言執行者が保険金を受け取る場合 (estate-benefit rule)、あるいは②遺言執行者以外の他の者が保険金受

(2) 名古屋地判平成23年3月24日訟月60巻3号655頁、占部裕典「相続税法4条1項の(受益者)該当性が否定された事例」LEX/DB 文献番号25443597 (2012年)。

(3) 佐藤英明「信託の受益者と所得計算について—名古屋地裁平成23年3月24日判決を題材として—」記念論文集刊行委員会編『租税の複合法的構成・村井正先生喜寿記念論文集』113頁(清文社、2012年)、品川芳宣「米国州法に基づく信託契約とみなし贈与課税」税研27巻4号68頁(2012年)、本庄資「相続税法4条1項(信託行為)(受益者)の意味」ジュリスト1443号122頁(2012年)。

(4) 泉絢也「相続税法における生命保険信託の課税関係—名古屋地裁平成23年3月24日判決を契機と

して—」税務事例44巻12号39頁(2012年)。

(5) 増井良啓「信託と国際課税」日税研論集62号227頁(2011年)。

(6) 岡村忠生「不完全移転と課税(序説)」法学論叢164巻145頁(2009年)、佐藤英明「他益信託と課税」税務事例研究38号19頁(1997年)、高野幸大「遺産税方式の問題点に係る若干の考察—アメリカの連邦遺産税を素材として—」日税研論集61号265頁(2011年)、川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢57号243頁(2010年)、喜多綾子「個別信託の展望と課税問題—信託法改正の動きと信託課税改革」税法学556号31頁(2006年)。多くの著述では、今後さらに詳細な検討の必要性を指摘する。

益者で、故人が死亡時にその保険契約に係る所有権に関して、単独あるいは他者と共同で行使することのできる付帯権利を有する場合 (decendent-ownership rule), 内国歳入法典 (Internal Revenue Code, I.R.C.) 2042条の下, 生命保険金は故人の総遺産に算入され, 連邦遺産税の課税対象となる。

2042条は, 故人自らの生命に係る生命保険に対してのみ適用される条項である<sup>(7)</sup>。仮に, 故人が, 他の者の生命に係る生命保険証券を所有し, その者よりも先に死亡した場合には, この条項は適用されない。とはいえ, そのような生命保険証券の価値は, 故人の総遺産に対する課税を回避させるであろうということの意味するものではない。むしろ, そのような生命保険証券の価値は, 故人の死亡時に, 故人が所有した財産として, 2033条の下, 故人の総遺産に包含される<sup>(8)</sup>。また, 他の者の生命に係る生命保険証券を故人が生存中に無償で移転した場合には, 他の条項が適用されることになり<sup>(9)</sup>, 2042条は適用されない。連邦遺産税における生命保険の課税関係は, 2042条の単一の条項で規定されるものではなく, 他の複数の条項と密接に関連する。

生命保険証券の譲渡は, 提供者に対して贈与税が課される。生命保険証券の所有者以外の者が保険料を支払う場合, その者が支払っ

た保険料に贈与税が課される。生命保険金が世代跳躍する者に支払われる場合, 直接スキップによる世代跳躍移転税が遺言執行者あるいは生命保険会社に課される。

## 1 遺産としての生命保険金

故人の生命に関する保険金が, 故人の遺産として遺言執行者が取得する場合, その生命保険金は, 内国歳入法典2042条(1)の下, 故人の総遺産に含まれる。この条項は, 保険金を取得する権利が与えられる遺言執行者を遺言で指名することを必ずしも要求しない。したがって, 遺言が履行されなくても, 保険金が遺産管理者の下で保有されるのであれば, その法的要件は満たされることになる。事実, 財務省は, この条文を広義に解釈してきた<sup>(10)</sup>。例えば, 保険金が遺産の利益によって, あるいは遺産の利益のために取得されたのであれば, その保険金は, 遺言執行者によって取得されたものであるとの解釈を示す<sup>(11)</sup>。それゆえ, 2042条(1)の条項が意味するところは, 保険金は, ①遺産に支払われるもの, ②遺産についての納税義務の遂行が法的に約束されたもの, のいずれかとなる<sup>(12)</sup>。したがって, 名目上, 他の受益者に支払われる保険金は, その者が法律上, 遺産に対する納税義務の遂行, 負債あるいは他の義務的な支払のために保険

(7) BORIS I. BITTKER, LAWRENCE LOKKEN, FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS (Current Through 2014), ¶127.2.

(8) Estate of DuPont v. Comr., 18 T.C. 1134 (1952), *aff'd*, 233 F.2d 210 (3d Cir.), *cert. denied*, 352 U.S. 878 (1956). 故人の遺言執行者が § 2032 を選択し, 故人の死亡後6か月以内に被保険者が死亡した場合, 支払われた生命保険金は, 故人の総遺産に包含される。Rev. Rul. 63-52, 1963-1 CB 173.

(9) I.R.C. § § 2035, 2036, 2037, 2038 (生存中, 故人によって移転された財産) および2041 (一般指名権)。

(10) Draper Estate v. Comr., 536 F.2d 944 (1st Cir. 1976); First Ky. Trust Co. v. United States, 737 F.2d 557 (6th Cir. 1984).

(11) Treas. Reg. § 20.2042-1(b)(1).

(12) John O. Fox, *Estate: A Word to Be Used Cautiously if at All*, 81 HARV. L. REV. (1968).

金を利用するのであれば、それは「遺言執行者によって取得されたもの」と解される<sup>(13)</sup>。また、故人に対する貸付金の担保として、債権者に支払われる保険金についても、貸付金の額までは、遺言執行者が取得したものとみなされる。ただし、その金額は、内国歳入法典2053条の下、控除の対象となり、総遺産から相殺される<sup>(14)</sup>。

#### (1) 遺言執行者の意義

内国歳入法典2203条は、遺産税の全ての目的に関し、「遺言執行者 (executor)」を指定遺言執行者 (executor) あるいは遺産管理者 (administrator) として定義する<sup>(15)</sup>。また、そのいずれも指定されていない場合には、「その時において、故人のあらゆる財産を実際に所有する者、あるいは推定上の所有者」であると規定する。この定義からすると、遺言執行者は、限定的であるように見えるが、それは必ずしも妥当であるとはいえないであろう。保険に関する条項において、「遺言執行者による取得 (receivable by the executor)」という文言は、その定義が考慮されたものではない。2203条で示される遺言執行者の定義は、遺産税の申告をすべき者あるいは遺産税を納付すべき者、等のように、他の目的に関して役割を果たすのである。

指定された受益者が支払先である生命保険の保険金は、2042条(1)の下、「遺言執行者によって取得」されたものと解される。そうであ

るのならば、本来、保険約款の条項で、遺言執行者に対して保険金が支払われるとすべきであるが、遺産税の目的に関しては、そのように考慮されない。州法によっては、残された妻と子は、夫あるいは父親の生命保険金に対して権利が与えられることを規定する。その州法で規定する保険金の権利は、必ずしも遺言または保険約款には明記されない保険金となる。そのような州法の下では、配偶者や子などの遺族の利益のために効力を生じさせ、名目上は、遺言執行者あるいは遺産が保険金の支払先となるように見える。しかし、その保険金の支払先が、故人の遺言執行者あるいは遺産ではなく、他の保険金受益者が支払先の保険金であると取り扱われることになる。このような保険金は、2042条(1)の規定には含まれないが<sup>(16)</sup>、2042条(2)の下、故人の総遺産に含まれる。

#### (2) 保険金の移転

過去の古い裁判事例では、死亡まで故人によって所有されていた生命保険証券に係る保険金は、故人の遺言執行者に対して支払われていた<sup>(17)</sup>。裁判所は、それらの保険金は、故人によって所有された財産として総遺産に含まれるものであると判断していた。また、保険金は、故人の債務や負債の影響を受け、それらとともに、現在の内国歳入法典2033条の前身法の下、総遺産に含まれていた<sup>(18)</sup>。

しかし、仮に、故人以外のある者が、故人

(13) Treas. Reg. § 20.2042-1(b)(1).

(14) Treas. Reg. § 20.2042-1(b)(1). *Bintliff v. United States*, 462 F.2d 403 (5th Cir. 1972).

(15) BITTKER AND LOKKEN, *supra* note 7, ¶ 127.3.

(16) *Webster v. Comr.*, 120 F.2d 514 (5th Cir. 1941).

(17) § 2042(1)における「遺言執行者によって取得された」という文言は、過去の保険契約の事例を起源として残されたものといえるであろう。

(18) *Mimnaugh v. United States*, 7 AFTR 8940 (Ct. Cl. 1928), *cert. denied*, 280 U.S. 563 (1929).

の生命に係る生命保険証券を所有し、受益者を指定するという方法で、故人の遺産に対し保険金の支払を指定するのであれば、上記と同じ結果になるか否かは明らかではない。この仮定の下では、故人は保険金に対して権利を保有していないことになる。したがって、故人の「財産上の権利」を課税対象とすることを規定する2033条の規定を適用することは困難となる。しかしながら、このような場合においても、2042条(1)は、故人の遺産に支払われる故人の生命に係る保険金を故人の総遺産に含めることを明確に規定する。

とはいえ、2042条(1)の背後にある基本的原理には議論がある。例えば、Dという者が、Dの生命に係る生命保険証券を取得し、Dの死亡に際して保険金がDの遺産を増加させるようその保険を保有した場合、その保険金が遺産税の課税対象となることは十分に理解することができる。すなわち、これは、Dによる富の通常の移転であると特定することができる。他方、他の者であるAが、Dの生命に係る生命保険証券を獲得後、Dの死亡までそれを保有し受益者としてDの遺産を指定した場合、2042条(1)は、問題を生じさせるであろう。この事例では、両者とも生命保険金がDの遺産に含まれることになるが、その富を生じさせる財産を提供した者は、前者はD、後者はAとなる。2042条(1)は、この事例で、D

からDへの富の移転を規定するので、後者のようなAからDへの富の移転に対しては、適用されないこととなる。よって、このような後者の事例においては、2042条(1)の適用に問題が生ずることになる。また、仮にAが保険契約者であり、Dが保険料を全て支払った場合、あるいはその反対に、Dが保険契約者であり、Aが保険料を全て支払った場合、課税関係はどのようになるであろうか。このような問題点に関し、議会は、2042条(1)について、「保険料が誰に対して、誰のためにではなく、保険金が誰の遺産に支払われるのかということ」のみを狭義にみる<sup>(19)</sup>。これは、総遺産を定義する他の条項と調和するものではなく、2042条の条項は、しばしば厳密し過ぎるものであるといえよう<sup>(20)</sup>。しかしながら、この条項は、Dによる遺言の性質を有する富の移転を特定することにより、Dの遺産に課税しようとする意図に基づくものである。

このように、生命保険証券の所有権あるいは保険金の取得は、2042条の下、故人の総遺産に含まれる<sup>(21)</sup>。とはいえ、そのような富の移転は、2041条の下の「一般指名権」という手法を用いることにより、他者が指示することも可能となり、故人の総遺産への算入を回避することも可能となる<sup>(22)</sup>。

(19) DALE S. ADAMS, ROBERT B. SMITH, FEDERAL ESTATE & GIFT TAXATION (Current Through 2013), ¶ 4.14[3][c].

(20) § 2042の条項は、特定の状況を規定したものである。総遺産を規定する他の条項は、広義に財産上の権利を個別に捉えようとするものである。そのような意味において、§ 2042の条項は、他の条項に比べ、その適用範囲が限定されており、その特性は異なる。

(21) わが国の相続税法における保険金の課税関係は、相続税法3条および5条により、保険料支払人が課税の重要な要素となる。しかし、米国においては、保険料支払人という要素の観点から富の移転を捉えるのではなく、生命保険証券という財産所有権の移転(連邦贈与税)、あるいは保険金という財産の移転および取得(連邦遺産税)という観点から、課税関係を捉えようとするものである。

## 2 他の受益者による保険金の取得

内国歳入法典2042条(2)では、故人の生命に係る生命保険契約の下、遺産以外の受益者により受け取られた保険金が、故人の総遺産に包括可能であるか否かを判断するための基準が示されている。仮に、保険契約者が死亡時に、生命保険証券において所有権に関する付帯権利を保有していた場合、それが故人単独あるいは他の者と共同で行使することが可能であったのならば、その契約に係る保険金は、故人の総遺産の一部を形成することになる。故人が、付帯権利を保有しなければ、その保険金は、故人の総遺産には含まれない。

### (1) 所有権の付帯権利

法的に所有権の概念は、「複数の権利が集合したもの (bundle of rights)」とされ<sup>22)</sup>、その構成要素となる権利が付帯権利である。2042条(2)の規定は、完全な所有権を要求しない。仮に、故人が完全な所有権を構成する権利のうちの1つ以上を保有していた場合<sup>23)</sup>、議会は、「故人の総遺産に保険金を算入する

のに十分である」と判断した。

「所有権の付帯権利 (incident of ownership)」についての定義は、制定法では示されていない。しかしながら、1942年の歳入法改正 (Revenue Act of 1942) で、2042条(2)の条項が追加されたとき、付帯権利についての完全なりリストは示されなかったが<sup>24)</sup>、下院歳入委員会 (House Ways and Means Committee) は、そのリストを挙げた。それには、「保険の経済的便益に対する保険契約者あるいは彼の遺産の権利、受益者を変更する権限<sup>25)</sup>」、「保険契約を譲渡しあるいは取り消す権限<sup>26)</sup>」、「保険証券を譲渡する権限、その譲渡を無効にする権限、借入れのために保険証券を担保にする権限<sup>27)</sup>」、あるいは「保険会社から、保険契約の解約返戻金に対する借入れを受ける権限<sup>28)</sup>」、等が含まれる。原則として、このような権限が、故人の生命保険契約に関する経済的便益を含む場合、財務省および裁判所は、所有権に関わる付帯権利として認めてきた<sup>29)</sup>。

22) Second Nat'l Bank of Danville v. Dallman, 209 F.2d 321 (7th Cir. 1954); United States v. Keeter, 461 F.2d 714 (5th Cir. 1972).

23) ADAMS AND SMITH, *supra* note 19, ¶ 4.14[4] [a].

24) Estate of Margrave v. Comr., 618 F.2d 34 (8th Cir. 1980). 故人は、生存者撤回可能信託を設定した。この信託では、故人の配偶者によって所有された故人の生命に係る生命保険証券の受益者が指名されていたが、その配偶者は、受益者を変更する権利を保有していた。故人の死亡時に、故人は、その信託における保険金を取得する単なる「期待」のみを留保していた。裁判所は、「期待」だけでは、§ 2042(2)を適用させるには不十分であると判示した。Rev. Rul. 81-166, 1981-1 C.B. 477. そ

の他、所有権の付帯権利を行使する法的な権限がなかったと判示したEstate of O'Daniel v. United States, 6 F.3d 321 (5th Cir. 1993) や故人が付帯権利を保有したと判示したEstate of Keitel v. Comr., 60 T.C.M. (CCH) 425 (1990) などの事例もある。

25) HR Rep. No. 2333, 77th Cong., 1st Sess. (1942), reprinted in 1942-2 C.B. 372, 491.

26) Rev. Rul. 75-70, 1975-1 C.B. 301. Schwager v. Comr., 64 T.C. 781 (1975).

27) Priv. Ltr. Rul. 9745019 (Aug. 8, 1997).

28) Estate of Krischer v. Comr., 32 T.C.M. (CCH) 821 (1973).

29) Rev. Rul. 79-129, 1979-1 C.B. 306.

(2) 付帯権利の意義

内国歳入法典2042条(2)は、「故人が死亡時に所有権の付帯権利を保有した故人の生命に関わる生命保険金が他の受益者に取得された場合、その取得された金額が故人の総遺産に算入される」と規定する。この条文に示される「付帯権利」の範囲は、通常広く解釈される。ある者が自らの生命に係る保険を獲得し、その者が保険料を支払い、その後生命保険証券を他の者に譲渡するが、受益者としてAの代わりにBとする単なる権利を保有していたのならば、2042条(2)は、その譲渡者の死亡時に、保険金に対し、譲渡者の遺産として課税する。この状況は、生涯の間の財産移転を規定する他の条項によって管理されるのと類似する。一生涯の財産移転を規定する条項は2036条、2037条、2038条であるが、これらの条項は、財産上に権利または支配が留保された場合、譲渡者に遺産税を課すことを規定する。上記の事例は、まさに、これらの条項の範囲にあるともいえよう。

しかしながら、生命保険証券で示される全ての富が、生命に関し保険に加入した故人以外の者に属すると仮定する。保険の領域外で、そのような富は、一般に、①その富の一部<sup>(30)</sup>、または②故人の便益のために直接あるいは間接的に利用された財産で、故人が何らかの支配を所有していた財産<sup>(31)</sup>、のいずれかが故人の遺産として課税の対象となる。行政

上の執行あるいは司法は、2042条(2)を以下の要件の下でその適用性を判断することになる。第1に、保険契約の発生が、故人による富の移転の何らかの形式であることが明白であるのならば、まさに財産上の一部に対する権利移転課税を示す2036条、2037条および2038条と同類の権利移転であり、その権利は所有権の付帯権利とみなすことができる。第2に、仮に保険契約が、故人の富によって全てが発生したものではなく、あるいは事前の完全な贈与により故人からその富が完全に手離されている場合、財産権としてより強い権利である2041条で規定する一般指名権が所有権に関わる付帯権利であるとみなされるであろう<sup>(32)</sup>。

このような2042条(2)の解釈は、議会が、1954年に生命保険に関する規定を修正した当時の立法経緯と明確に一致する。当時の目的は、富の移転形式に関して、生命保険契約による富の移転と他の方法あるいは起源による富の移転に対する課税のあり方を一致させることにあった<sup>(33)</sup>。

所有権の付帯権利の移転は、他の財産上の権利と同様に完全移転あるいは、不完全移転かという観点から課税上の取扱いが決定されることとなる。1972年のSkifter事件において<sup>(34)</sup>、故人は、自らの生命に係る生命保険証券の所有権を保有していた。故人の死亡前3年を超える前に、故人はその妻に対して生命

(30) Treas. Reg. § 20.2042-1(c)(2); Comr. v. Treganowan, 183 F.2d 288 (2d Cir.), cert. denied, 340 U.S. 853 (1950); Rev. Rul. 72-307, 1972-1 C.B. 307; Estate of Smith v. Comr., 73 T.C. 307 (1979), acq. in result, 1981-1 C.B. 2; Rev. rul. 79-46, 1979-1 C.B. 303.

(31) I.R.C. § 2039, 2040.

(32) I.R.C. § 2041.

(33) I.R.C. § 2041(b); BITTKER AND LOKKEN, *supra* note 7, ¶ 127.6, ¶ 128.5.2.

(34) S. Rep. No. 1622. 83d Cong., 2d Sess. 124 (1954).

(35) Estate of Skifter v. Comr., 468 F.2d 699 (2d Cir. 1972), *aff'd* 56 T.C. 1190 (1971).

保険証券を移転した。その数か月後、故人に先立ち妻が死亡した。妻の遺言により、その生命保険証券は、故人自らが受託者となる信託に移転された。その信託において、故人は自らの便益のためではないが、受託者として、保険契約の下で受益者を変更する権限を有していた。この場合、故人が死亡した時の生命保険金に対する課税関係はどのようなものになるであろうか。仮に、この状況を2042条(2)に適用させようとした場合、以下のような段階的な論法が導き出されよう。第1に、受益者を変更する権利は、所有権に関する付帯権利である。第2に、故人はその権利を保有した。第3に、2042条(2)は、故人の遺産として生命保険証券に関わる保険金に課税する。しかし、本件に関し、租税裁判所および第2控訴巡回裁判所の双方は、このような生命保険の課税条項である2042条(2)を適用させようとする論法を採用しなかった。裁判所は、むしろ、受益者を変更する故人の権限は、2042条(2)で規定する所有権の付帯権利として取り扱わなかったのである<sup>36)</sup>。Skifter事件における重要な要因は、故人の権限が、受託者

としてのみ行使されるということではない。仮に、故人が信託を設定していた場合には、保険金は故人の遺産に含まれる<sup>37)</sup>。また仮に、保険金の受益者を変更する故人の権限に指名権が含まれるのであれば<sup>38)</sup>、その保険金は故人の遺産に含まれる<sup>39)</sup>。それゆえ、Skifter事件の結果は、①故人が以前に生命保険証券の完全な贈与を行い、保険契約において何の権利も有さなかった、②生命保険証券との関わりを完全に手離していた、③故人の死亡時に、故人が生命保険証券の経済的便益を獲得することができなかったという状況の下で、故人は所有権の付帯権利を保有しなかったとみなされる。故人が、一般指名権を保有していた場合にのみ2042条(2)が適用されよう<sup>40)</sup>。その後、内国歳入庁は、2042条(2)に関するSkifter論理を受け入れることになる<sup>41)</sup>。

### (3) 復帰権

内国歳入法典2042条(2)の規定により、復帰権（あるいは将来所有権、reversionary interest）の価値が、故人の死亡直前に生命保険証券の価値の5%を超える場合、復帰権

36) 本事例に関し、生命保険証券が故人によって一度移転され、その後、故人の死亡時に生命保険証券上の権利を変更することができるという論理の下、このような状況にあつては、撤回可能移転の課税関係を規定するI.R.C. § 2038が適用されるとの議論がある。

37) 同様に、故人が生命保険証券を他の者あるいは信託に移転し、故人が所有権の付帯権利を保有していたのならば、その保険金は故人の総遺産に含まれる。Prichard v. United States, 397 F.2d 60 (5th Cir. 1968)。

38) I.R.C. § 2041(b)。

39) Estate of Fruehauf v. Comr., 427 F.2d 80 (6th Cir. 1970); Estate of Karagheusian v. Comr., 233 F.2d 197 (2d Cir. 1956); Gesner v. United States,

600 F.2d 1349 (Ct. Cl. 1979)。

40) BITTKER AND LOKKEN, *supra* note 7, ¶ 127.4.6.

41) Rev. Rul. 84-179, 1984-2 C.B. 195. Treas. Reg. 20.2042-1(c)(4)は、故人が受益所有権を変更することができるのならば、それは所有権の付帯権利であるとみなすことを規定する。しかしながら、Skifter事件によって、この規定は、生存配偶者が信託受託者として所有権の付帯権利を保有している場合あるいは、所有権の付帯権利を全て放棄した場合、故人は所有権の付帯権利を所有しないとみなし、それに関わる生命保険金は、故人の総遺産に含まれないと解されることとなった。このように、所有権の付帯権利の移転は、他の財産上の権利と同様に完全移転あるいは、不完全移転によって、課税関係が異なることとなる。



は、所有権の付帯権利である。生命保険証券あるいは株式譲渡証書で復帰権に関する法的な明文規定の表示、あるいは法の適用の効果によって、復帰権が生じたか否かは重要ではない。なぜならば、制定法では、復帰権に関する明確な定義は存在しないからである。とはいえ、2042条(2)は、復帰権に関して以下のことを明示する。「保険契約あるいは保険金が、故人あるいは故人の遺産に戻る可能性がある、あるいはそれらが故人による譲渡の権限の対象となる可能性がある<sup>(42)</sup>」。この概念は、2037条(b)と密接に関係する<sup>(43)</sup>。

2037条で規定されるように、復帰する可能性の確率が、故人の死亡直前において5%を超えないのなら、保険契約の価値は、故人の総遺産に算入されない。すなわち、復帰する可能性の確率が低い場合は、所有権の付帯権利として取り扱われないことになる。2042条(2)の規定は、2037条の下で適用されるのと同じ原理に従って、本条項での復帰権の相対的価値の問題として決定されることになる<sup>(44)</sup>。さらに、その相対的価値については、保険契約の他の規定に関して支配を及ぼす権限が、考慮されることになろう。例えば、故人の死亡直前に、生命保険証券の解約返戻金を獲得する権限が他者に存在し、その者によって単独かつ全ての事象において行使することが可能であるのなら、故人は、その生命保険証券に5%の価値を超える復帰権を保有するとは考慮されないであろう<sup>(45)</sup>。

さらに、復帰権に関わる問題として、以下の2点が挙げられよう。第1に、遺産税の納税義務を回避する目的で、生命保険証券を譲渡する場合、保険契約の条件は慎重に検討されなければならない。仮に、保険契約それ自体が、故人あるいは故人の遺産に対して、最

最終的にそれに及ぼす権利が破棄されない限り、どのような譲渡であろうとも、そのような保険契約は、復帰権を生じさせるであろう。これは、1954年を境に、その意義が変化する。1954年の制定法(1954 Code)前、故人が生命保険に関して保険料を支払っていたのであれば、その保険金は故人の遺産に含まれた。その当時、保険契約において、所有権あるいは所有権の付帯権利を考慮する必要はなく、そのような保険契約による保険金は、故人の総遺産に含まれた。それに対し、現在では、保険契約における全ての権利を完全に譲渡する場合、それが死亡前3年以内でない限り、遺産税を回避することが可能となるであろう。それがたとえ、故人が保険料を全て支払っていたとしても、権利の完全な譲渡は、遺産税を回避させるであろう。

第2に、2042条(2)は復帰権に対峙するものとして、残余権(remainder interest)については何も言及しない。これには、2つの考え方がある。1つは、残余権は、所有権の付帯権利であるとみなすことができるのであろう。2042条(2)は、これを否定する明確な文言を含まない。2つ目は、所有権の付帯権利から復帰権を明確に除外するという5%の法則は、残余権に対して適用されるようには示されていない。仮に、その除外規定が残余権について適用されないのであれば、保険契約上の不確定残余権は、所有権の付帯権利とみな

(42) I.R.C. § 2042(2); Rev. rul. 76-421, 1976-2 C.B. 280.

(43) Priv. Ltr. Rul. 8819001 (Jan. 6, 1988); Estate of Kahanic v. Comr., 103 T.C.M. (CCH) 1034 (2012).

(44) Treas. Reg. § 20.2042-1(c)(3).

(45) *Id.*

され、故人の総遺産に含まれるであろう<sup>(46)</sup>。

例えば、夫の生命に係る保険契約を妻が取得し、しかも、妻自らが第一受益者として、また彼らの子および孫が第二受益者であったとする。この場合、全ての受益者が夫よりも先に死亡したのなら、夫は、その保険契約に関して何の利益または権利を持たないことになる。また、夫の死亡時に、夫はその保険に関わる残余権を持つ可能性はないであろう。しかし、その残余権が所有権の付帯権利であり、復帰権ではない場合、その効果は、保険金を夫の総遺産に包含させ、遺産税が課される<sup>(47)</sup>。不確定残余権は、故人にとって「経済的便益」のない所有権に関わる付帯権利としてみなされよう<sup>(48)</sup>。

### 3 内国歳入法典2042条と他の条項との関係

既に述べたように、生命保険の遺産税に関わる規定は、2042条の条項が単独で適用されるものではなく、他の条項とも密接に関わる。当然のことながら、故人の生命に係る保険契約が、生命保険証券として個人が保有するのではなく、信託等の形式で保有されるのならば、2042条は、その保険契約の全てにおいて適用可能ではない。また、そのような場合、必然的に、他の条項が総遺産に含まれる財産を決定することになる。たとえ、保険が関係するとしても、その契約が、2042条の下

での適用よりも、より多くの財産を総遺産に算入することができるのであれば、それに代わる他の条項が適用されることになるであろう。

2037条の規定は、故人が、故人の生命に係る生命保険を生存中に無償で移転した場合に適用される可能性があるが、この規定が常に適用されるとは限らない。この条項の適用に際しては、移転、生存者、復帰権という3つの要件を満たさなければならない。他方、2042条の適用要件は、復帰権のみで満たされることになるので、2037条の適用をめぐっては、その判断に困難が伴うことがある。同様の理由で、2036条が適用されることは少ないであろう。仮に、生命保険契約に関係するものであり<sup>(49)</sup>、故人がその契約に関して収益に対する権利を保有し、その状況の下で生命保険証券を移転した場合<sup>(50)</sup>、故人は、2036条の適用を考慮することなしに、2042条(2)が適用されることとなる所有権に関わる付帯権利を所有することになる<sup>(51)</sup>。同様に、2038条で規定される変更、修正、無効あるいは終了する権限は、2042条(2)で規定される所有権の付帯権利の要件を満たすことになるであろう<sup>(52)</sup>。2039条は、明らかに保険に対して適用されることはない<sup>(53)</sup>。2040条は、故人が、死亡時に、他の者とともに所有権を保有した財産に対してのみ適用される。また、2041条の下で課税

(46) ADAMS AND SMITH, *supra* note 19, ¶ 4.14[4] [b].

(47) Estate of Karagheusian v. Comr., 233 F.2d 197 (2d Cir. 1956).

(48) ADAMS AND SMITH, *supra* note 19, ¶ 4.14[4] [b].

(49) Fidelity-Philadelphia Trust Co. v. Smith, 356 U.S. 274 (1958).

(50) Estate of Larsh v. Comr., 8 T.C.M. (CCH) 799

(1949); Estate of Crosley v. Comr., 47 T.C. 310 (1966), *acq.* 1967-2 C.B. 2.

(51) Estate of Pyle v. Comr., 313 F.2d 328 (3d Cir. 1963); National City Bank of Cleveland v. United States, 371 F.2d 13 (6th Cir. 1966).

(52) Estate of Skifter v. Comr., 468 F.2d 699 (2d Cir. 1972); Terriberry v. United States, 517 F.2d 286 (5th Cir. 1975), *cert. denied*, 424 U.S. 977 (1976).

の対象となる一般指名権は、財産上の利益とは取り扱われないが、その権利は、まさに所有権の付帯権利となる。

死亡前3年以内の財産移転について規定する2035条(a)は、2042条と密接に関係する。生命保険証券の移転が、2035条(a)の規定の範囲にある場合、保険金は故人の総遺産に含まれることになるが、その金銭的な価値は死亡日または代替評価日で決定される。この評価日を定義する規定は、故人の総遺産を定義する全ての条項について適用される<sup>53</sup>。生命保険についても、その価値は、故人の死亡日の実際の価値で考慮される。したがって、支払済みの支払保険料が、故人の死亡前3年以内に移転されたとしても、全ての保険金が故人の総遺産に含まれるであろう<sup>54</sup>。また、その総額は、故人によって支払われた贈与税の額によって増加する<sup>55</sup>。

2035条(a)の規定は、故人が2042条(2)で規定される所有権の付帯権利を実際に保有し、それを移転した場合にのみ適用される<sup>57</sup>。これは、1981年の2035条の改正で、故人が保険契約において実際に所有権に関わる付帯権利を保有しなかった場合、故人に対する生命保険証券の帰属を否定したことによるものである<sup>58</sup>。

生命保険証券が、Dによって不完全に移転されたとする。この場合、Dは、他の者に対して生命保険証券を移転することになるが、Dは、その保険契約の下、保険金に対して権限を保有することになる。例えば、全ての受益者がDより先に死亡した場合、Dの遺産に保険金が支払われること、あるいはDが、受益者を変更する権限を保有すること等である。これらの権限は、2042条(2)の下、保険金をDの総遺産に含むことを規定する所有権の付帯権利となる。ここで、Dが、Dの死亡前3年以内に、そのような権限を全て放棄したとしても、その保険金は、Dの総遺産に含まれることになる、というのが課税当局の立場であり<sup>59</sup>、制定法もそのように整備されてきた<sup>60</sup>。その理由は、2042条(2)の所有権に関わる付帯権利が、死亡の直前に放棄されることによる、租税回避を防御するものであったからである<sup>61</sup>。

ここで、保険料の支払、死亡の時期に関連した生命保険証券の移転の時期および総遺産への包含に関する関係について、以下の4つの可能性が考えられる。第1に、故人は、死亡前3年を超えて生命保険証券を移転し、また受益者はその移転後に支払期日が到来する保険料を全て支払ったとする。この場合、故

<sup>53</sup> § 2039は、年金に関する課税関係を規定した条項である。§ 2039(a)においては、「故人の生命保険契約の下での保険金には適用しない」旨が規定されている。

<sup>54</sup> I.R.C. § 2031(a), 2032(a).

<sup>55</sup> Rev. Rul. 71-497, 1971-2 C.B. 329.

<sup>56</sup> I.R.C. § 2035(b).

<sup>57</sup> Estate of Headrick v. Comr., 93 T.C. 171 (1989), *aff'd*, 918 F.2d 1263 (6th Cir. 1990); Leder v. Comr., 893 F.2d 237 (10th Cir. 1989); Estate of Perry v. Comr., 927 F.2d 209 (5th Cir.

1991); Estate of Chapman v. Comr., 56 T.C.M. (CCH) 1451 (1989).

<sup>58</sup> Headrick v. Comr., 918 F.2d 1263 (6th Cir. 1990); Leder v. Comr., 893 F.2d 237 (10th Cir. 1989); TAM 9323002 (Feb. 24, 1993); Priv. Ltr. Ruls. 200947006 (July 20, 2009), 200948001 (July 20, 2009), 200949004 (July 20, 2009).

<sup>59</sup> Treas. Reg. § 20.2042-1(a)(2).

<sup>60</sup> I.R.C. § 2035(a)(2).

<sup>61</sup> United States v. Allen, 293 F.2d 916 (10th Cir.), *cert. denied*, 368 U.S. 944 (1961).

人の総遺産に含まれるものは何も存在しない。第2に、故人は、死亡前3年以内に生命保険証券を移転し、受益者は移転後生じる保険料の全てを支払ったとする。この場合、保険金の一部は、故人の総遺産に含まれることになる。その額は、保険金全体から受益者によって支払われた保険料を差し引くことによって決定される。第3に、故人は、死亡前3年以内に生命保険証券を移転し、移転後も故人によって支払期日の到来する保険料の全てを支払ったとする。この場合、保険金の全てが、故人の総遺産に含まれることになる。第4に、故人は、死亡前3年を超えて生命保険証券を移転し、その後、故人が保険料を全て支払い続けたとする。この場合、保険金と保険料は、故人の総遺産から完全に除外される。

#### 4 生命保険と贈与税・世代跳躍移転税

##### (1) 贈与税

贈与税法の条項において、生命保険証券の移転あるいは生命保険料の支払と贈与税との課税関係を直接的に規定する条項は存在しない。しかし、それらの課税関係は、全ての一般的な移転に対して適用される内国歳入法典2511条および2512条の下で取り扱われる。自らが被保険者となる保険契約者が、生命保険証券を他者に帰属・移転させた場合、その帰属が保険契約者によって取得された対価を超える価値に対して、生命保険証券の贈与がされたものとみなされる<sup>62)</sup>。しかし、この財務省規則では、生命保険契約者による生命保険

証券の移転に伴う贈与税の課税制限が示されていないことから、実質上、生命保険証券の提供者に対して贈与税が課されることになる<sup>63)</sup>。贈与税の課税対象となる生命保険証券の価値は、生命保険会社から生命保険証券を購入するために必要とされる額となる<sup>64)</sup>。また、生命保険証券の所有者以外の者が保険料を支払った場合、その者による保険料の支払は贈与とみなされ、支払保険料に対して贈与税が課される<sup>65)</sup>。

##### (2) 世代跳躍移転税

世代跳躍移転税法では、通常の信託契約ではないが、実質上、信託と同等の効果を有する契約あるいは協定 (arrangement) も「信託 (trust)」として取り扱われ<sup>66)</sup>、それには保険契約あるいは年金契約等が含まれる<sup>67)</sup>。

自らが被保険者でありまた保険契約者である生命保険契約で、死亡保険金の受取りが、内国歳入法典2612条(c)の下での直接スキップに該当する場合、生命保険証券の所有者である保険契約者の死亡時に、世代跳躍移転税が課される<sup>68)</sup>。

例えば、死亡保険金の金額が20万ドルで、保険金の受取人が、保険契約者の孫であったとする。生命保険証券は、内国歳入法典2652条(b)(1)の下、信託に準じるものとして取り扱われることになるので、孫に対する保険金の支払は、世代跳躍移転税法の下での信託からの移転とみなされる。したがって、孫への死亡保険金の支払は、世代跳躍移転税の課税対

62) Treas. Reg. § 25.2511-1(h)(8). Douglas A. Kahn & Lawrence W. Waggoner, *Federal Taxation of the Assignment of Life Insurance*, 1977 DUKE L. J. 941, at 950 (1977).

63) Kahn & Waggoner, *supra* note 62, at 950.

64) Treas. Reg. § 25.2512-6(a).

65) Treas. Reg. § 25.2503-3(c) Ex. 6.

66) I.R.C. § 2652(b)(1).

67) I.R.C. § 2652(b)(3).

68) Treas. Reg. § 26.2662-1.

象である直接スキップとなる<sup>69)</sup>。本事例における死亡保険金の額は、25万ドル未満であるので、保険契約者の遺言執行者は、この世代跳躍移転税の納税義務を負うことになる<sup>70)</sup>。ただし、本事例で、死亡保険金の金額が、25万ドル以上の場合、世代跳躍移転税の納税義務は遺言執行者に代わり生命保険会社が負うことになる<sup>71)</sup>。

上記の事例は、死亡保険金の受取人が世代跳躍移転税法上の世代跳躍する人 (skip person) についてのものであるが、生命保険契約上、死亡保険金の受取人が生命保険会社となる場合もある。この場合、死亡保険金の課税関係はどのようになるのであろうか。例えば、保険契約で、死亡保険金を源泉とし、保険会社が保険契約者の孫に対して、その生涯にわたり月々750ドルを支払うものとし、残余権は保険契約者の曾孫に与えるものとする。また、死亡保険金の額は30万ドルであったとする。この場合、死亡保険金は、信託受託者と同様に、生命保険会社が保有し続けることになるので、死亡保険金は、世代跳躍移転税法で規定する「信託」に移転されたものとして取り扱われる。このような生命保険会社から世代跳躍する人への死亡保険金の譲渡は、世代跳躍移転税法上の直接スキップに該

当し、しかも死亡保険金の額が25万ドルを超えるので、生命保険会社が死亡保険金に対する世代跳躍移転税の納税義務を負うことになる<sup>72)</sup>。ただし、この事例で、死亡保険金の金額が25万ドル未満であった場合には、世代跳躍移転税の納税義務は、生命保険会社に代わり、生命保険契約者の遺言執行者が負うことになる<sup>73)</sup>。

### III 生命保険信託の課税関係

米国では富裕層を中心に、生命保険あるいは信託等が、財産移転のエステートプランニングとして活用されている<sup>74)</sup>。そのうち、保険金が連邦遺産税の課税対象外となる撤回不能生命保険信託 (irrevocable life insurance trust, ILIT) が、最もよく活用されている<sup>75)</sup>。本章では米国における生命保険信託の課税関係について検討する。

#### 1 生命保険信託の概要

米国で生命保険信託が創設されたのは1800年代であり<sup>76)</sup>、その信託の歴史は約200年と長期にわたる。

生命保険は、伝統的に多くの者に対して、財産形成あるいはエステートプランニングの主要な構成要素として存在してきた。個人

(69) Treas. Reg. § 26.2662-1(c)(2)(vi), Ex. 1.

(70) Treas. Reg. § 26.2662-1(c)(2)(iii).

(71) Treas. Reg. § 26.2662-1(c)(2)(vi), Ex. 2.

(72) Treas. Reg. § 26.2662-1(c)(2)(vi), Ex. 3.

(73) Treas. Reg. § 26.2662-1(c)(2)(vi), Ex. 4.

(74) John A. Miller & Jeffrey A. Maine, *Wealth Transfer Tax planning for 2013 and Beyond*, 2013 BYU L. REV. 879 (2014); John A. Miller & Jeffrey A. Maine, *The Fundamentals of Wealth Transfer Tax Planning: 2011 and Beyond*, 47 IDAHO L. REV. 385 (2011).

(75) 宮本佐知子・中村仁「信託と生命保険を活用した資産移転スキーム—米国富裕層に活用されるエステートプランニング」資本市場クォーターリー 372頁 (2009 Spring)。

(76) John Denis Haeger, *Eastern Financiers and Institutional Change: The Origins of the New York Life Insurance and Trust Company and the Ohio Life Insurance and Trust Company*, 39 J. ECON. HIST. 259 (1979); John Hanna, *Some Legal Aspects of Life Insurance Trusts*, 78 U. PA. L. REV. 346 (1930).

は、自らの財産形成、投資あるいは配偶者、次世代や子孫に財産を移転し承継させる目的で生命保険を活用する場合もあれば、雇用関係上、個人と雇用者との補償的合意の下で団体定期保険 (group term insurance) などの生命保険を入手することもある。このように生命保険の取得あるいは加入は、個人の目的によって異なるため、エステートプランニングではその目的に応じて対応することになる。どのような目的であっても、最終的なエステートプランニングの目標は、生命保険を介した投資と財産移転に関わる連邦遺産税、贈与税および世代跳躍移転税の回避となる<sup>77)</sup>。

通常、財産の提供者となる者が生命保険契約者となり、その者の意図する受益者に保険契約の保険金を移転させ、それによって、移転税を回避させることができるというエステートプランニングは選択されないであろう。例えば、このような生命保険契約では、多くの保険契約者は、生命保険契約が保険会社によって規定される形式で、完全な保険金受取人を指定し、あるいは保険契約者の遺産取得者としての保険契約受益者として、1名以上の個人を指名することになるであろう。しかしながら、このような生命保険契約による合意と保険金の配置は、連邦遺産税<sup>78)</sup>および州移転税の対象となる可能性があり、エステートプランニングの目標を達することができない。

そこで、生命保険金の受益者として1名以

上の個人を指名すること、あるいは生命保険契約者の遺産取得者として指名することの代替として、その節税上の利得は、生命保険信託を利用することによって、信託受託者がその生命保険証券を所有するというエステートプランニングで達成されることになる。例えば、すでに生命保険証券を所有する者は、生存者信託 (inter vivos trust) にその生命保険証券を移転することが可能である<sup>79)</sup>。また、生命保険証券を所有していない場合、生命保険契約を意図する者は、あらたに信託を設定し、その中で、信託受託者が生命保険契約を締結することも可能となる<sup>80)</sup>。いずれの場合も、信託財産は生命保険証券となり、その信託は、生命保険証券の所有者およびそこから保険金あるいは収益を取得する受益者から構成されることになる。信託証書には、生命保険証券で意図される受益者、および保険金に関わる受益者の利益の範囲が指定されることになる。このように生命保険証券の所有権を信託することによって、連邦遺産税と州移転税を回避することが可能となるのである。

## 2 生命保険信託の形式

米国における生命保険信託は、大きく以下の3つの形式に区分することができる。①生存者撤回可能信託 (inter vivos revocable trust)、②生存者撤回不能信託 (inter vivos irrevocable trust)、③遺言信託 (testamentary trust)、である。

(77) Georgiana J. Slade *et al.*, *Estates, Gifts and Trusts Portfolios: Personal Life Insurance Trust*, BNA Tax Mgmt. No. 807-2d (2009).

(78) I.R.C. § 2042(1).

(79) わが国では、保険料払込み財源の観点から「無財源生命保険信託」と称される。生命保険料の払

込みを信託委託者が行い、死亡保険金請求権を信託財産とする。鯖田豊則『要点解説100・信託実務がわかる』(税務経理協会、2008年) 234頁。

(80) わが国では、「財源付生命保険信託」と称される。生命保険料の払込みは信託受託者が行う。鯖田・前掲注(79)234頁。

信託の設定とは、財産を信託に移転させることであり、それは、財産所有権の移転でもある。財産所有権の移転は、完全移転と不完全移転とに区別することができる。完全移転とは、財産所有権を信託に移転した場合、移転後の財産所有権に対して、信託提供者<sup>81)</sup>による支配の影響を受けない移転の形態をいう。他方、不完全移転とは、信託移転後の財産所有権に対して、信託提供者による支配の影響を受ける移転の形態をいう。完全移転で財産所有権を信託に移転した場合、信託提供者が所有していた財産所有権は、もはや信託提供者のものではないということになり、その時点で、信託提供者はそのような財産は、何も所有していないものとみなされるのである。

#### (1) 生存者撤回可能信託

生命保険証券の所有者およびその受益者が設定される信託の形式の1つは、保険契約者が生涯にわたり、その信託を無効にし、変更し、あるいは修正する権利を保有し、その信託が保険契約者の生存中に設定されたものである。これは、生存者撤回可能生命保険信託 (inter vivos revocable life insurance trust)

とよばれる。保険契約者が、撤回可能信託を望むのであれば、信託証書には、保険契約者が、信託を無効にし、変更し、あるいは修正する権利を保有することを明確に規定することが要求される<sup>82)</sup>。

生存者生命保険信託は、撤回可能信託または撤回不能信託のいずれであっても、あるいはその信託が生命保険証券以外の財産により設定されたものであっても、生命保険証券の所有者によって構成されることが定着している<sup>83)</sup>。

生命保険契約者が、信託を変更し、修正しまたは無効にし、あるいは終了する権利を保有した場合、それを保険契約者が単独で、あるいは他の者ととともに保有していたとしても、その信託は、連邦遺産税の目的に関して、撤回可能な信託として取り扱われる。それゆえ、その信託に関わる財産の価値は、そのような撤回可能生命保険信託を設定した信託提供者である生命保険契約者の総遺産 (gross estate) に算入され、連邦遺産税の課税対象となる<sup>84)</sup>。

これは、以下に示すような租税裁判の蓄積によって、撤回可能信託と連邦遺産税との課税関係の概念が形成されてきたためである。

81) わが国では、信託の設定に関し、信託を設定する者を委託者、それを受託する者を受託者、収益等を受ける者を受益者と称する。この委託者に関し、米国においては、transferor, grantor, donor等の用語が用いられ、信託提供者、譲渡者等の用語は、委託者と同義である。したがって、本稿では、信託委託者に関し、信託提供者あるいは譲渡者という用語を用いる。

82) 米国において、信託法の基本原理の下、信託提供者が利益を保有しない信託は、撤回不能信託とみなされる。Austin W. Scott & Mark L. Ascher, THE LAW OF TRUSTS § 330 (4th ed. 2001);

Restatement (Third) of Trusts § 60, cmt. C (2003); La. Rev. Stat. Ann. § 9: 2041; S.D. Codified Laws Ann. § 55-3-6. ただし、州によっては、信託提供者が信託契約の中で明確に「撤回不能信託」であることを規定しない限り、設定された信託は全て「撤回可能信託」とであるとみなされる場合もある。例えば、Cal. Prob. Code § 15400, 15401; Mont. Code Ann. § 72-33-401; Okla. Stat. Ann. Tit. 60, § 175.41; Tex. Prop. Code Ann. § 112.051.

83) Scott *et al.*, *supra* note 82, at § 57.3, 84.1.

84) I.R.C. § 2038(a); Treas. Reg. § 20.2038-1.

すなわち、裁判所は、信託提供者（譲渡者）が、信託を変更し、修正し、無効にし、あるいは終了する権限を保有していた場合、遺産税の目的に関して、撤回可能な信託として取り扱われると判決してきたのである<sup>85)</sup>。

第1に、そのような権限によって、信託元本が保険契約者に復帰したとしても、あるいは残余権者による速やかな享受が実現したとしても、信託を無効にし、あるいは終了する権限を保有した場合、撤回可能信託とみなされる<sup>86)</sup>。第2に、その権限が、信託受益者の権利および利益を変更するような方法で行使された場合に、信託元本を支配し、管理する権限を保有した場合である<sup>87)</sup>。第3に、受益者を変更し、あるいは一定の受益者に分配する金額を変更することが可能な権限である<sup>88)</sup>。第4に、その権限が、もっぱら州法の下での効力によって存在する場合に、信託契約を無効にする権限である<sup>89)</sup>。

撤回可能生命保険信託が連邦遺産税の課税対象になるとはいえ、生命保険契約者が、生命保険信託を、無効にし、変更し、修正し、あるいは終了する権限を保有することを望む状況もまた存在する。第1に、保険契約者は、財産に対する支配を断念することを望まない場合がある。例えば、保険契約者が生涯の間に、財産の必要性を考慮し、財産を即時に利用することを望むことが考えられる。保険契

約の解約返戻金を担保としてローンを組む場合などである。また、保険契約者は、生涯の間に、財産の投資について指示することを望むこともあり得る。第2に、保険契約者は、撤回不能信託よりも、むしろ撤回可能信託を設定することを望む場合がある。保険契約者が、受益者として指名したい者を確信しておらず、受託者としての他者に対して、その支配する権限を譲ることを不安とする場合などである。例えば、信託設定時に、不安定な婚姻関係がある場合、保険契約者は撤回不能信託の受益者として、その配偶者を指定することを望まないであろう。また、信託設定時において、保険契約者の年齢が若く、しかも未婚であり、子孫を持たない場合もあり得る。このような場合、信託受益者として、他の家族メンバーを撤回不能の形式で指名することは望まないであろう。第3に、生命保険証券を保有する撤回可能信託は、保険契約者にとって、遺言に代わるものとしての機能を果たすであろう。すなわち、保険契約者は、財産の全て、あるいはその大部分を撤回可能信託に移転させる可能性がある。保険契約者の意志（遺言）の下、信託残余権の受益者として撤回可能信託を指定する場合もある。遺言の代用としての役割を果たす撤回可能信託は、次のような利点を有する。①遺言検認の回避<sup>90)</sup>、②死亡時に設定された信託、あるいは

<sup>85)</sup> Slade *et al.*, *supra* note 77, at 2-3.

<sup>86)</sup> *Comr. v. Holmes Est.*, 326 U.S. 480 (1946); *Reinecke v. Northern Tr. Co.*, 278 U.S. 339 (1929); *Larson v. Comr.*, 213 F.2d 502 (2d Cir. 1954); *First Nat'l Bank of Portland v. U.S.*, 250 F. Supp. 213 (S.D. Me. 1966), 等がその事例である。

<sup>87)</sup> *Comr. v. Hager Est.*, 173 F.2d 613 (3d Cir. 1949); *Old Colony Tr. Co.*, 423 F.2d 601 (1st Cir.

1970), 等の事例がそれに該当する。

<sup>88)</sup> *Millard v. Maloney*, 121 F.2d 257 (3d Cir. 1941), *cert. denied*, 314 U.S. 636 (1941); *Craft Est. v. Comr.*, 68 T.C. 249 (1977), *aff'd*, 608 F.2d 240 (5th Cir. 1979), 等がその事例である。

<sup>89)</sup> *Whited v. U.S.*, 219 F. Supp. 947 (W.D. La. 1963), の事例を挙げることができる。



遺産の管理費用の削減、③保険契約者の資産管理機能、等である<sup>90)</sup>。

既述のように、撤回可能生命保険信託を設定することへの主な障害は、連邦遺産税の目的に関して、生命保険金が保険契約者の総遺産に算入されることである。それゆえ、内国歳入法典2056条の下での配偶者控除、2055条の下での公益寄附控除、あるいは2010条の下での統一税額控除の適用により、連邦遺産税を回避する形式で移転されない限り、生命保険金は連邦遺産税の課税対象となる。

## (2) 生存者撤回不能信託

生存者撤回可能信託では、信託提供者である保険契約者は、信託を無効にし、変更し、修正しあるいは終了する権利を保有することになるので、信託設定による財産所有権の移転後も、その財産所有権を支配することができる。したがって、生存者撤回可能信託は、不完全な財産所有権の移転であるといえる。このような撤回可能生命保険信託とは対照的に、生存者撤回不能生命保険信託では、信託提供者としての保険契約者は、信託を無効にし、変更し、修正しあるいは終了する権利を保有しない。生存者撤回不能生命保険信託では、信託提供者の財産所有権は完全に信託に移転するため、信託設定後は、信託提供者にそのような財産所有権は何も存在しないこと

になる。

このように、信託の設定において、撤回可能信託と撤回不能信託とでは、信託提供者における財産所有権の帰属が大きく異なることになる。それにより、連邦遺産税、贈与税および世代跳躍移転税も、その取扱いが異なることとなる。

生存者撤回不能生命保険信託の利点は、以下の通りである。第1に、信託提供者の連邦遺産税および州税を回避することができる、第2に、信託により保有された生命保険証券に係る保険金は、保険契約者が意図した受益者に移転することが可能である、第3に、保険金は、保険契約者の債権者からの請求に影響されない、第4に、州法によっては、保険金は、保険契約者の配偶者の選択的な持分に関する権利 (elective share right)<sup>91)</sup>、あるいは正当な持分の要求に影響しない、等である。

他方、生存者撤回不能信託により生命保険証券を保有することによる主な障害は、第1に、保険契約者が、信託受益者あるいは信託利益を変更するための権限を保有することができない、第2に、保険契約者は、信託に移転した財産の支配を放棄しなければならない、等となる。信託に移転した財産が、保険料の支払のために利用されるという要求、あるいは他の方法で生命保険を維持するという要求等、これらの選択する権利を含め、信託

90) Kimberly A. Colgate, *THE EVERYTHING WILLS & ESTATE PLANNING BOOK: PROFESSIONAL ADVICE TO SAFEGUARD YOUR ASSETS AND PROVIDE SECURITY FOR YOUR FAMILY*, Adams Media (2003). 米国では、遺言書がある場合、それに従って遺産が分配・相続される。無遺言の場合には、法律に従って政府が遺産分配を決定する。いずれの場合においても、遺産は、検認裁判所 (probate court) を通じて、分配・相続される

ことになる。検認制度は、死亡した者の遺産を整理・鑑定し、相続人に分配するための手続きとなるが、通常は、1年以上の期間を要する。

91) 撤回可能信託の利用に関しては、Jonathan G. Blattmachr, *The Master Living Trust*, 23 U. MIAMI INST. ON EST. PLAN. 18 (1989) が詳しい。

92) 州法が定める生存配偶者のみを対象とした遺産持分権に関する規定で、わが国の遺留分に相当するものである。

財産を支配する権限を放棄しなければならない。その結果、撤回不能生命保険信託では、保険契約者は、保険契約に係る経済的便益を保有することができず、信託にそのような便益の全てを完全に移転したものとみなされる。例えば、保険契約者は、信託に財産を移転させた後に、生命保険契約の解約返戻金を担保にして、現金を借り入れたり、あるいはその解約返戻金を現金化する権利も保有することができないであろう。

### (3) 遺言生命保険信託

生命保険信託の3つ目の形式は、保険契約者の遺言の下で、信託に移転する保険契約者によって所有された生命保険金である<sup>93</sup>。遺言生命保険信託は<sup>94</sup>、以下のいずれかによって成立する。①生命保険証券の受益者として保険契約者の遺産を指定すること、また、遺言信託に分配可能となる保険金を保険契約者の遺言で指定すること、②保険契約の受益者として、遺言信託受託者を指定すること<sup>95</sup>、等である。

遺言信託の利点は以下の通りである。①保険契約者の遺言の下で生命保険信託が設定されるので、信託設定の合意や保険金の分配が容易である、②保険契約者が自らの遺言を変更しようとする場合、信託設定の合意や保険金の分配は、いつでも変更することが可能である、③保険契約者は、生命保険証券を所有

し続けるので、保険契約の種類を柔軟に変更し、保険契約の解約返戻金を担保に借入れを行うことも可能である、④信託受益者を変更することも可能である、等である<sup>96</sup>。

このように信託受益者として遺言信託を指定することは、その簡素化と柔軟性において利点となるが、生命保険の保険金の支払先を遺言信託にすることについては、以下のような障害も存することになる。第1に、生命保険金は、連邦遺産税、州遺産税あるいは州相続税の目的に関して、保険契約者の遺産に含まれ課税対象となる。第2に、保険金が保険契約者の遺産に支払われる場合、その保険金は、保険契約者の債権者の請求から必ずしも保護されない<sup>97</sup>。それゆえ、保険金の支払先が遺言信託である場合、該当する州法を調査する必要がある。第3に、故人である保険契約者の遺産に保険金が支払われた場合、残された配偶者に対して、正当な選択的持分の対象となる可能性がある。第4に、保険金の支払先が遺言信託である場合、遺産となるその保険金は、故人である保険契約者の遺産を管理する遺言検認裁判所の監視下に置かれることになる。そのため、遺産管財人である信託受託者に対する追加的な遺産管理費が発生し、また州遺言検認裁判所の審判による相続手続の遅延が生じる。さらに、州遺言検認裁判所の活動の一環として、個人情報となる生命保険証券の所在が、公開されることになる。

<sup>93</sup> Paul G. Haskell, *Testamentary Trustee As Insurance Beneficiary: An Estate Planning Gimmick*, 41 N.Y.U. L. REV. 566 (1966).

<sup>94</sup> 生存者信託 (inter vivos trust) のような契約によってではなく、遺言によってのみ設定される信託で、死亡するまでは効力を生じないが、信託受託者が一旦受託してしまえば、生存者信託と同

様、法律関係が生じる。

<sup>95</sup> Slade *et al.*, *supra* note 77, at 4. 信託受託者を信託受益者として指定することができるか否かは、州法によって異なる。

<sup>96</sup> Slade *et al.*, *supra* note 77, at 5.

<sup>97</sup> この取扱いは、州法によって異なる。

### 3 生命保険信託を設定する理由

米国では、なぜ生命保険信託を設定しようとするのであろうか。

#### (1) 生命保険を選択する理由

生命保険の所有の形式を決定する前に、個人は、生命保険を選択・取得するのか否かについて、最初に決定することになる。個人が生命保険を選択する理由は多岐にわたる。

第1に、家族のための所得の主な源泉となる個人は、その個人の死亡で失うこととなる所得に代わる方法で、保険金を家族に与えることを望むであろう。

第2に、個人は、負債、費用、未払の税、死亡の際に生じる連邦遺産税、州遺産税・州相続税など、個人の死亡の結果として生じる支払のための資金を提供したいと望むであろう。そこには、葬儀および葬儀費用、個人の最後の療養期間に生じた医療費、死亡の際に評価されるステップアップ・ベシスで享受しない財産に対する将来のキャピタルゲインについての所得税<sup>98</sup>、および個人の遺産を管理する費用などが含まれる。

第3に、個人は、自らの事業のために保険契約を獲得することを望むであろう。自らの死亡によって生じる経済的損失を相殺するために、個人の事業のための資金提供を望むのである。

第4に、生命保険の購入は、個人の遺産計画に必要な不可欠な手法となるであろう。生命保険金は、個人あるいは慈善団体への遺贈や寄附のための資金調達を行う上で重要な要素となる。遺産のための保険契約の有用性は、死亡の際生じる税あるいは既存の税、負債や費用を支払うために財産を売却する代わり

に、保険契約者の家族メンバーに対して、特定の財産を移転することを可能にすることにある。

第5に、他の財産と比較した場合、生命保険証券は、特定の債権者に対する防御を提供するであろう。一部の州において<sup>99</sup>、生命保険証券に関わる現金価値やそこからの利益は、保険契約者の債権者による差押の対象とはならない。生命保険金が、撤回不能生命保険信託である場合、あるいは保険契約者の配偶者またはその子孫等の指名された受益者に支払われる場合、多くの州では、その指名された受益者に対して支払われる保険金は、保険契約者の遺産に関する債権者の請求から保護される<sup>100</sup>。

第6に、生命保険は、所得税の取扱いにおいて有利となるため、個人はそれを獲得しようとするであろう。内国歳入法典72条(e)(5)は、保険契約の下、非課税で取得した受取配当金の総額が、支払保険料の合計額を超えるまでは、受取配当金は総所得に含まれないことを規定する。また、72条の下、生命保険契約の金銭的価値（例えば、解約返戻金等）による所得は、仮にそれが分配あるいは借入れに由来するものでないのであれば、所得税の課税対象とはならない。解約返戻金等の所得は、分配あるいは借入れとはみなされず、保険取得価格からの最初の引出しとみなされる。

<sup>98</sup> 例えば、年金計画収益（pension plan proceed）の増加などである。

<sup>99</sup> 例えば、Md. Code Ann., Est. & Trusts § 11-105(e); N.Y. Ins. Law § 3212(b)(1), 等である。

<sup>100</sup> 例えば、Miss. Code Ann. § 83-7-7(2); N.Y. Ins. Law § 3212(b)(1), 等である。

(2) 生存者撤回不能信託に所有される生命保険  
生命保険契約者が、直接的に生命保険証券を他の者に移転し、それが他の者である個人に所有される場合 (individual ownership) と撤回不能信託に所有される場合 (trust ownership) での課税上の違いについて検討する。

#### 1) 個人に所有される場合

残された配偶者が、保険契約の受益に関わらない状況では、保険契約者は、その子孫あるいは他の受益者に単一または複数の生命保険証券を直接的に移転・取得させることがある<sup>(101)</sup>。仮に子孫がその発行された生命保険証券を所有した場合、保険金は、保険契約者の遺産に包括されないことになる。この場合、保険契約者が直接保険料を支払ったとしても、保険金は、保険契約者の遺産に含まれないことになり、遺産税は課されない<sup>(102)</sup>。ただし、生命保険証券が保険契約者の子孫に移転後、保険契約者の子孫が、保険契約者よりも先に死亡した場合には、保険契約上の利益は、内国歳入法典2033条の下、その死亡した子孫の総遺産に含まれ、遺産税が生じる。

保険料を支払うことによって生じる保険契約者により行われた贈与は、2503条(b)の下、Crummeyの撤回権限 (Crummey withdrawal power) を利用することなく<sup>(103)</sup>、贈与税に関する年間課税除外<sup>(104)</sup>の適用の対象となる。また、仮に、保険契約者の子孫自らが自己資金、あるいは2503条の下で贈与税の年間課税除外の適用年度内で、保険契約者により行われた現金による贈与を利用して、保険料を支払うことが可能であったとする。このような場合、たとえ、その子孫が世代跳躍する者 (skip person) であったとしても、贈与税の年間課税除外金額に到達するまで、現金の贈与は、世代跳躍移転税の課税対象とはならないであろう<sup>(105)</sup>。保険契約者が、配偶者に保険契約からの収益を与え、また子孫に保険金を直接与えることを意図しないのであれば、その子孫が贈与税の年間課税除外の範囲内で、保険契約を獲得し、その財産上の権利を直接所有させることが、信託を通じて保険契約を所有するよりも有益となることがある。

婚姻関係にある保険契約者が、その死後、残された配偶者が単独で保険契約からの利益

(101) 保険契約者の子孫が未成年者である場合、未成年者贈与法 (Uniform Gifts to Minors Act) または未成年者移転法 (Uniform Transfers to Minors Act) の下での管財人 (custodianship)、あるいは I.R.C. § 2503(c) で規定される信託が、未成年者が成人に到達するまでの間、生命保険証券を保有・管理することになる。生命保険証券の管財人または § 2503(c) で規定される信託への移転は、§ 2503(b) の下あるいは Crummey 権限を用いることなく、自動的に贈与税の年間課税除外の対象となる。また、その移転が、世代跳躍する者 (skip person) であった場合には、§ 2642(c) の下、自動的に贈与税は非課税となる。

(102) Leder Est. v. Comr., 89 T.C. 235 (1987), *aff'd*, 893 F.2d 237 (10th Cir. 1989); Headrick Est. v.

Comr., 93 T.C. 171 (1989), *aff'd*, 918 F.2d 1263 (6th Cir. 1990), *acq. recommended*, AOD (1991-012).

(103) Treas. Reg. § 25.2503-3(c), Ex. 6. 例えば、L が生命保険契約の保険料を支払い、その生命保険契約における所有権の付帯権利 (incident of ownership) が、全て M に与えられたものとする。この場合、L による保険料の支払は、財産上の現在権 (present interest) の贈与を構成するとみなされる。したがって、Crummey の撤回権限によって、財産の将来権 (future interest) を現在権に変換させる必要はないことになる。

(104) 1 受贈者あたり 14,000 ドルである (2013 年度)。

(105) I.R.C. § 2642(c).

を取得することを望むのなら、保険契約を信託に移転する必要はない。保険契約者は、保険金の受益者として、残された配偶者を指名することが可能である。保険金の残された配偶者への遺贈は、2056条(a)の下で遺産税の配偶者控除の適用を受けるので、この保険金は、連邦遺産税の課税対象から除外されることになる<sup>(106)</sup>。ただし、その保険金が、保険契約者の死亡の際、配偶者控除により連邦遺産税から保護されたとしても、残された配偶者が死亡した際には、生存配偶者がそれを全て使い果たさない限り、その者の総遺産に算入される。なお、保険契約者の配偶者が、保険契約者よりも先に死亡する場合には、配偶者控除は適用されず、その保険金は、保険契約者の総遺産に算入される。

## 2) 撤回不能信託による所有

保険契約者が、生命保険金からの利益を残された配偶者とその子孫の双方に与えることを意図する場合、生存者撤回不能信託の利用はエステートプランニングとして有益となることがある。生存者撤回不能信託では、保険契約者の生涯の間、1つ以上の生命保険証券を所有し、保険契約者が死亡した際、信託が保険金を受け取るように設定されるので、保険契約者およびその配偶者は、連邦遺産税、州遺産税または州相続税を回避することができよう。

残された配偶者は、信託受託者の裁量によって、信託元本あるいは生命保険からの所得を取得する資格を与えられるであろう。この場合、保険金の元本は、残された配偶者の遺産とはならず、その配偶者は信託所得および元本あるいはその双方に対して取得する権利が与えられることになる<sup>(107)</sup>。また、残された配偶者は、扶養、必要最低限の生活費、教育、健康など、非課税の対象となる解明可能な基準 (ascertainable standard) を基として<sup>(108)</sup>、遺産税・贈与税の納税義務を負うことなく信託元本を取得することが可能となる。さらに、その代替的な方法として、暦年単位で、信託の価値の5%あるいは5,000ドルのいずれか大きい方の価値を非課税で引き出す権限を得ることもできる<sup>(109)</sup>。この権限は、暦年で消滅し、累積されない権利である。撤回不能信託では、信託元本は遺産税の課税対象とはならず、しかも、贈与税を回避させる方策の1つとして、暦年の権利・権限が与えられることになる。

撤回不能信託により生命保険証券およびその保険金を所有することは、直接個人が所有することよりも複雑であり、より費用が必要となるが、節税に加え以下の利点も有する。第1に、生命保険金は、適用法令の下、債権者の請求に影響されない<sup>(110)</sup>。第2に、信託の設定は、保険契約者の配偶者からの請求に対

(106) ただし、保険契約者の配偶者が、米国民でない場合、そのような無条件の遺贈は、§2056(d)の下、遺産税の配偶者控除を受けることはできない。

(107) 撤回不能信託では、保険契約者のみならずその配偶者の遺産においても連邦遺産税の対象とはならない。たとえ、保険契約者の配偶者が、信託あるいは生命保険証券に対して何らかの権利や権限を留保していた場合においても、遺産税の対象とはならない。この信託において、保険契約者は信

託元本の受益者享受を変更する権限、信託を変更・修正する権限あるいは§2036(a)または§2038で規定される如何なる権限をも留保していないものとみなされる。

(108) Treas. Reg. §20.2041-1(c)(2).

(109) Richard B. Covey, *The Estate Planning Benefits Available Via a "5,000 and 5%" Withdrawal Power*, 34 J. TAXN 90 (1971).

して保護的な役割を果たす。例えば、信託に所有され、また信託に支払われる保険金を持つことは、生存配偶者の定められた相続分の選択権から保険金を保護することができる<sup>(111)</sup>。第3に、信託は、譲渡者が意図する資産の管理と分配を実現することができる柔軟な手法となる。第4に、撤回不能生命保険信託において、生命保険を信託に帰属させることは、信託による保険金の所有とその取得を図ることになる。例えば、保険金が、保険契約者の遺産に関する負債、管理費あるいは税の支払のためにその財産の流動性・現金化を提供する目的であるのならば、信託受託者に生命保険という財産を購入する権限を与えることによって、あるいはその財産を保険契約者の遺産または受益者に貸し付けることによって、達成することが可能となる。また、信託が生命保険証券の所有権を有することとなるので、連邦遺産税の課税対象とはならない。

このように、一般に、生命保険証券を保険契約者以外の他の者である個人に直接移転・所有させることよりも、撤回不能信託に預けることの方が、有益となる場合がある。

#### 4 生命保険信託と連邦贈与税

本項では、生命保険信託に関し、生存者撤回可能信託と生存者撤回不能信託の連邦贈与税における課税関係の違いについて検討する。

##### (1) 生存者撤回可能信託

###### 1) 信託譲渡者自らによる財産提供

信託譲渡者自らが財産を生命保険信託に移転した場合、譲渡者は、以下に示す行為が連邦贈与税の納税義務を伴うことを考慮することになる。①信託への生命保険証券の移転、②信託への資金提供、例えば、信託がこの資

金を用いて信託に保有される生命保険証券に対する保険料を支払う場合、③保険契約者または保険契約者の雇用者などの保険契約者に代わる第三者によって信託に保有される生命保険証券に関わる保険料が支払われる場合、等の3点である。生命保険証券に保険料を支払うのに必要な資金が、信託譲渡者により生存者撤回可能信託に移転される場合、その移転は不完全な贈与 (incomplete gift) とみなされ、連邦贈与税の課税対象とはならない。信託譲渡者が自らのために利益を所有する場合、あるいは他者のために利益を所有するかどうかにかかわらず、譲渡者が財産処分を変更する権限を留保せず、また譲渡者がその財産に対する支配と所有権を完全に手放すまでは、その贈与は完全とはみなされないのである<sup>(112)</sup>。例えば、信託譲渡者が自らに財産の所有権を復帰する権限を留保し、新たな受益者を指名し、あるいは受益権を変更する権限を留保するのであれば、その贈与は不完全な贈与となる<sup>(113)</sup>。

したがって、信託譲渡者が生命保険証券を信託に移転し、あるいはその保険料支払のために必要な資金を信託に直接または間接的に提供し、さらに信託を無効にし、変更し、修正し、終了する権利を保有する場合、その移転は贈与税の課税対象となる完全な贈与とはならない<sup>(114)</sup>。それに加えて、譲渡者が新たな

(110) Restatement (Third) of Trusts § 56 (2003), VIII, A以下参照。

(111) Restatement (Third) of Trusts § 56 (2003), VIII, B以下参照。信託を設定することによって、生存配偶者の遺留分に関する権利が遮断されることになる。

(112) Treas. Reg. § 25.2511-2(b).

(113) Treas. Reg. § 25.2511-2(c).

受益者を指定する権限を留保する場合、譲渡者は信託に保有された財産に対する支配権を留保しているものとみなされ、この場合の贈与も不完全なものとなる<sup>(114)</sup>。

これに対して、譲渡者の死亡以外で生じる信託財産の受益者を無効にし、または変更する権限が終了し、あるいはその権限の放棄は、贈与の完了とみなされ、贈与税の課税対象となる<sup>(115)</sup>。撤回可能信託において、譲渡者が信託を無効にし、変更し、修正し、あるいは終了する譲渡者の権限を排除するように信託を修正する場合、その修正は無効にする権限の放棄とみなされ、完全な贈与となる。贈与を不完全なものとしていた信託に対して、権限を保有しないように信託を修正する場合においても、その修正は完全な贈与となる。

不完全な贈与を生じさせる信託で、信託譲渡者が保有する権限を放棄する前に、不完全な贈与から完全な贈与となる場合がある。例えば、Streck事件がその事例となる<sup>(116)</sup>。Streck氏は、彼の子どものために信託を設定した。Streck氏は、信託契約を修正し、変更し、あるいは無効にする権限を留保した。この信託では、彼の子のうちの1人が、21歳に達した時、元本からのその子の持分の半分を受け取り、26歳に到達した時点で残りの半分を受け取るものとされていた。この信託の財産は、Streck夫人を被保険者とする生命保険

証券であった。信託契約では、信託受託者が、被保険者の死亡時まで生命保険証券を保有することを規定していた。裁判所は、「Streck夫人の死亡の際、信託の受益者に対し完全に保険金が支払われることを信託契約は要求する」と、その信託契約を解釈した上で、「Streck夫人の死亡の際、保険金は受益者に移転する」と判示した。また、「Streck夫人の死亡の時に、Streck氏の信託への財産移転は完全となり、贈与税の対象となる」と判示した<sup>(117)</sup>。

## 2) 譲渡者以外の者による財産提供

信託譲渡者以外の第三者が信託財産を提供し、譲渡者が信託を無効にする権限を留保した場合、その信託への財産提供は、その第三者ではなく、譲渡者による受益者に対する贈与として取り扱われるであろう<sup>(118)</sup>。信託設定後、譲渡者がその信託を無効にする権限を放棄した場合、譲渡者は、そのような第三者によって提供された信託財産の受益者に対する贈与が完了したものとみなされる。

## (2) 生存者撤回不能信託

生存者撤回可能信託への財産移転とは異なり、生存者撤回不能信託への財産移転は、完全な贈与となる。撤回不能信託では、①譲渡者が新たな信託受益者を指名することができない、②受益者の利益を変更する権限を全く

(114) *Burnet v. Guggenheim*, 288 U.S. 280 (1933); *Sanford Est. v. Comr.*, 308 U.S. 39 (1939); *Rasquin v. Humphreys*, 308 U.S. 54 (1939); *Streck v. Comr.*, T.C.M. 1982-391.

(115) *Sanford Est. v. Comr.*, 308 U.S. 39 (1939); *Pleet v. Comr.*, 17 T.C. 77 (1951).

(116) *Treas. Reg. § 25.2511-2(f)*; *Sanford Est. v. Comr.*, 308 U.S. 39 (1939); *Burnet v.*

*Guggenheim*, 288 U.S. 280 (1933); *Latta v. Comr.*, 212 F.2d 164 (3d Cir. 1954), *cert. denied*, 348 U.S. 825 (1954); *Camp v. Comr.*, 195 F.2d 999 (1st Cir. 1952).

(117) *Streck v. Comr.*, T.C.M. 1982-391.

(118) *Goodman v. Comr.*, 156 F.2d 218 (2d Cir. 1946).

(119) *I.R.C. § 2511*.

保有しない、③不完全な贈与となる他のいかなる権限も保有しない、という特性を有する。この形態の信託には、生命保険証券の移転および保険に関する保険料の直接あるいは間接的な支払も含まれる<sup>(120)</sup>。それゆえ、撤回不能生命保険信託を設定した場合、贈与税に対する納税義務が譲渡者に直接生じることになる。撤回不能生命保険信託で、贈与税の課税対象となるものは、以下の2つに区分される。①生命保険証券の信託への移転、②信託に現金を移転した後の信託受託者による直接的な保険料の支払、信託譲渡者、譲渡者の雇用者、あるいは第三者による保険料の支払、等である<sup>(121)</sup>。

それゆえ、撤回不能生命保険信託の信託譲渡者は、贈与税を回避する目的で、贈与税の年間課税除外 (gift tax annual exclusion) の制度を考慮することになる<sup>(122)</sup>。譲渡者が、贈与税の年間課税除外の範囲で、毎年信託に対して財産を移転させることが可能であるならば、譲渡者は、撤回不能信託を通じて贈与税が課されることなく、財産を移転させることが可能となる。

#### 1) 生命保険証券の移転

譲渡者が、金銭あるいは貨幣価値において

適切で十分な対価未滿で撤回不能信託に生命保険証券を移転した場合、その譲渡者が行った移転は、内国歳入法典2503条(b)の下での年間課税除外の資格を得る場合を除き、贈与税の課税対象となる。生命保険証券が、撤回不能信託に移転される場合、生命保険証券の完全な贈与は、年間課税除外の資格を得る「現在権 (present interest)」の贈与である。しかし、それは最終的に、信託条項によって、判断されることになる<sup>(123)</sup>。

##### (i) 固定された所得利益のある信託

信託受益者に、年間一定の固定された所得利益を与える信託の場合<sup>(124)</sup>、原則として、信託に提供された財産の価値は、贈与税の年間課税除外に関する資格を得るであろう。しかし、内国歳入法は、一定の所得利益を引き起こす信託への生命保険証券の移転は、将来権 (future interest) の贈与であり、年間課税除外は認められないという立場をとる。その理由は、「そのような生命保険証券は、譲渡者の死亡時まで、何も所得を生じさせない」というものである<sup>(125)</sup>。

例えば、Cは、自らの生命に係る生命保険証券を、Dの利益のために信託に移転したとする。その信託では、Cが死亡した際の保険

(120) Treas. Reg. § 25.2511-1(h)(8).

(121) Rev. Rul. 78-420, 1978-2 C.B. 67, *obsoleted by* Rev. Rul. 2003-105, 2003-40 I.R.B. 696; Rev. Rul. 76-490, 1976-2 C.B. 300; *Baratta-Lorton Est. v. Comr.*, T.C.M. 1985-72, *aff'd by unpub. opin.*, 787 F.2d 597 (9th Cir. 1986).

(122) I.R.C. § 2503(b)(1)は、現在権の贈与に対して年間10,000ドルの課税除外を規定する。この課税除外は、インフレーションで調整され (§ 2503(b)(2)), 2014年度の除外額は14,000ドルとなっている。譲渡者が婚姻関係にあり、配偶者と贈与分割した場合には、年間の除外額は28,000ドルとなる

(§ 2513)。贈与に対して受贈者が、その即座の使用と所有、移転された財産の享受あるいは財産から得られる所得に対して無制限の権利を保有していた場合、それは現在権の贈与となる (Treas. Reg. § 25.2503-3(b))。なお、将来権の贈与は、贈与税の対象とはならない。

(123) Treas. Reg. § 25.2503-3(a).

(124) 例えば、受益者が、少なくとも年間に支払われるべき所得の全てに対して、権利を有する場合などである。

(125) Treas. Reg. § 25.2503-3(c), Ex. 2; *Phillips v. Comr.*, 12 T.C. 216 (1949).



金は投資され、そこからの正味の利益は、Dの生涯の間、Dに対して支払われるものとする。この場合、Cが死亡するまで、Dに対する利益の支払は開始されないことになるので、Cが行った信託への生命保険証券の移転は、贈与税の年間課税除外が認められない将来権の贈与を意味することになる<sup>(126)</sup>。

とはいえ、生命保険証券が、配当請求権 (dividend right) などの追加的な現在権を規定する場合、生命保険証券の移転の一部は、贈与税の年間課税除外の資格を有する現在権の贈与となるであろう<sup>(127)</sup>。

#### (ii) 自由裁量信託

信託条項が、信託所得または元本について、受託者の自由裁量による支払、あるいは将来の事象に基づく偶発的な受益者に対する支払等を規定する場合 (discretionary trust)、信託への財産移転は、現在権の贈与としての資格を得ないであろう<sup>(128)</sup>。しかしながら、受益者に、後述するCrummey撤回権限が与えられていたのなら、その移転は、現在権の贈与としての資格を得ることになり、その結果、2503条(b)で規定する贈与税の年間課税除外が適用されることになる。

#### (iii) 未成年者信託

生命保険証券の信託への移転に関し、2503条(c)で規定する未成年者信託 (minority trust) を利用することによって、贈与税の年間課税除外を確保することができる<sup>(129)</sup>。

2503条(c)の未成年者信託では、信託が以下の要件を満たすのならば、自動的に年間課税除外の資格を得ることになる。①受贈者が21歳に達する前に、信託財産の全ておよびそこからの所得の全てが受贈者の所有となり、あるいは受贈者によってのみそれらが消費される場合、②受贈者が21歳に達するまでの間に、信託財産を引き出す権利が与えられていた場合<sup>(130)</sup>、③受贈者が21歳に到達する前に死亡した場合、信託は財産を受贈者の遺産に支払われなければならない、または受贈者は、一般指名権を保有しなければならない<sup>(131)</sup>、等である。一般指名権は、受贈者の遺言あるいは生存中のいずれかにおいて、行使可能なものとすることによって、要件を満たすことになる<sup>(132)</sup>。このように、受贈者が21歳未満の未成年である場合、2503条(c)で規定する未成年者信託に対する移転は、贈与税の年間課税除外を保証するものとなる。

2503条(c)の要件を満たす生命保険証券の生存者信託への移転についても同様に、贈与税の年間課税除外の資格が与えられることになる<sup>(133)</sup>。したがって、信託の設定に際しては、2503条(c)の要件を満たす構成となるであろう。例えば、その要件において、受贈者に与える金銭の総額を決定する受託者の裁量に対する制限は存在しない<sup>(134)</sup>。仮にあったとしても、信託の財産および所得が未成年者のために消費される総額となる。

<sup>(126)</sup> *Id.*

<sup>(127)</sup> *Tidemann v. Comr.*, 1 T.C. 968 (1943). 生命保険証券の贈与は将来権の贈与であるが、証書上の配当請求権は現在権の贈与であった事例である。

<sup>(128)</sup> *U.S. v. Ryerson*, 312 U.S. 405 (1941); *Phillips v. Comr.*, 12 T.C. 216 (1949).

<sup>(129)</sup> *ADAMS AND SMITH*, *supra* note 19, ¶ 9.04[5].

<sup>(130)</sup> *Rev. Rul. 74-43*, 1974-1 C.B. 285.

<sup>(131)</sup> I.R.C. § 2503(c); *Treas. Reg. § 25.2503-4*.

<sup>(132)</sup> *Treas. Reg. § 25.2503-4(b)*.

<sup>(133)</sup> *Duncan v. U.S.*, 368 F.2d 98 (5th Cir. 1966); *Illinois Nat'l Bank of Springfield v. U.S.*, 756 F. Supp. 1117 (C.D. Ill. 1991).

<sup>(134)</sup> *Duncan v. U.S.*, 368 F.2d 98 (5th Cir. 1966).

(iv) 生命保険証券の移転と対価

金銭あるいは貨幣価値において、適切で十分な対価未満で、生命保険証券が信託に移転された場合、それは贈与とみなされる<sup>(135)</sup>。しかし、撤回不能信託への生命保険証券の移転が、金銭あるいは貨幣価値において、適切で十分な対価の下で売却されたのならば、その移転は贈与とはみなされず、贈与税の課税対象とはならない。贈与があったか否かの判断は、生命保険証券が信託に移転される際、その移転に伴う金銭的価値が、生命保険証券の実際の価値と対比され決定されることになる<sup>(136)</sup>。

2) 保険料支払のための資金提供

生存者撤回不能信託への直接的あるいは間接的な財産の提供は完全な贈与となり、贈与税が課されることになる。そこで、贈与税を回避するためには、譲渡者あるいは団体を条件とする場合には、譲渡者の雇用者等による直接的な保険料の支払に対して、贈与税の年間課税除外を確保することが重要となる。また、生命保険契約者である譲渡者が、撤回不能信託に保有された生命保険証券に対し、保険料を支払うために必要な資金をその信託に提供することは、課税上、重要な要素となる。エステートプランニングでは、そのような信託を設定する場合、保険料の支払が2503条(b)の年間課税除外に関する資格を得る現在権の

贈与であるか否かについて考慮されることになる。

例えば、信託契約が、譲渡者の死亡の際、信託が終了すると規定するのならば、譲渡者による保険料の支払は現在権の贈与であり、それゆえ贈与税の年間課税除外の資格が与えられることになる<sup>(137)</sup>。しかしながら、信託契約が、譲渡者の死亡後も継続すると規定するのならば、保険料の贈与は将来権の贈与となり、贈与税の年間課税除外の資格を得ることはできない<sup>(138)</sup>。この場合、Crummey撤回権限を利用することにより、2503条(c)での未成年者信託あるいは強制的所得権信託(mandatory income interest trust)<sup>(139)</sup>など、譲渡者の死亡後も継続することとなる撤回不能信託に対する移転は、贈与税の年間課税除外の資格を得ることができる<sup>(140)</sup>。

将来生じる生命保険料の支払のために現金が信託に贈与されること、あるいは信託に対する資金提供として取り扱われる保険契約者またはその雇用者によって行われる保険料の支払に関して、2503条(b)で規定する贈与税の年間課税除外の資格を確保するためには、一定の方法がある。最も一般的な方法は、財産提供後の一定の期間、信託に提供した財産を引き出す権利を1人以上の受益者に与えることである<sup>(141)</sup>。信託財産の即座の利用、所有および享受に関するこのような無制限な権利を

(135) I.R.C. § 2511.

(136) I.R.C. § 2512(b); BITTKER AND LOKKEN, *supra* note 7, ¶ 121.4.2.

(137) Treas. Reg. § 25.2503-3(c), Ex. 6; Rev. Rul. 76-490, 1976-2 C.B. 300.

(138) Rev. Rul. 79-47, 1979-1 C.B. 312.

(139) 強制的所得権とは、信託条項で規定される信託受託者によって分配される正味の所得を取得する

所得受益者の権利をいう。

(140) Dan T. Hastings, *Problems in Drafting Irrevocable Life Insurance Trusts after ERTA*, 17 U. MIAMI INST. ON EST. PLAN. 9 (1983); Richard S. Rothberg, *Crummey Powers Enhance the Usefulness of Trusts for Minors and Life Insurance Trusts*, 15 ESTATE PLANNING 322 (1988).

伴う移転は、その権利が行使されたか否かにかかわらず、2503条(b)の下での贈与税の年間課税除外の資格が与えられる現在権の移転とみなされる<sup>(142)</sup>。そのような権利は一般にCrummey撤回権限として知られている<sup>(143)</sup>。

内国歳入庁は、「信託への財産の移転が、Crummey撤回権限の利用により2503条(b)の下での贈与税の年間課税除外の資格を得ることを確保するためには、その撤回権限の所有者は、信託において受益権 (beneficial interest) を有さなければならない」という立場をとる。さらに、「自由裁量権 (discretionary) あるいは不確定残余権 (contingent remainder interest) は、信託において受益権を与えるものではない」との立場もとる<sup>(144)</sup>。

例えば、信託元本の一部を引き出す権利を有する16名以上の受贈者から成る信託に対する財産の移転は、贈与税の年間課税除外の対象となる財産の現在権の贈与を構成するか否かについての見解が課税当局から示されている<sup>(145)</sup>。

課税当局は、「第一受益者以外の受益者は、不確定な利益、時間に隔たりのある間接的で不確定な利益のみを有し、撤回等権限の満了に際しては信託財産に対して可能性のある利

益を持たず、また撤回等権限の行使も行わなかったもので、受益者らは、あらかじめ合意があったものとして、彼らの権限行使が不利な結果を招くと予測していた」とした上で、そのような撤回等権限を保有する受益者に対する移転は、贈与税の年間課税除外の資格が与えられる現在権の贈与ではないと結論する。

#### IV おわりに

米国における富の移転に対する課税関係について、生命保険および生命保険信託を例として検討した。いずれの場合も、遺産税あるいは贈与税などの米国連邦法は、生命保険金に対する直接的な課税を規定するものではなく、むしろ、生命保険という財産の移転に関わる権利あるいはそれに影響する支配や権限等を取り扱うものであるといえよう。それゆえ、他の財産と同様に、生命保険についても、理論上存在する財産として位置づけられ、法の整備が図られていることになる。エステートプランニングは、こうした法の特性やその構築を背景に設計されることになる。

第1に、故人の生命に関わる保険金が、故人の遺産として遺言執行者によって取得される場合、その生命保険金は、内国歳入法典

(141) Halsted v. Comr., 28 T.C. 1069 (1957), *acq.*, 1958-1 C.B. 5. 受益者に生命保険証券を撤回させる権限を与えることもできる。受益者がこの権限を留保した場合、信託に保有された生命保険証券についての保険金の支払は、贈与税の年間課税除外の資格を得ることになる。しかしながら、受益者が保険契約者よりも先に死亡した場合には、受益者の死亡の時に生命保険証券の価値が、受益者の総遺産に含まれることになる。これは、生命保険証券を撤回する権限が、§ 2041の下、一般指名権であるとみなされるためである。

(142) Rev. Rul. 80-261, 1980-2 C.B. 279.

(143) Crummey v. Comr., 397 F.2d 82 (9th Cir.

1968); Gilmore v. Comr., 213 F.2d 520 (6th Cir. 1954); Kieckhefer v. Comr., 189 F.2d 118 (7th Cir. 1951).

(144) IRS, National Office Technical Advice Memorandum (TAM) Nos. 200341002, 9731004, 9628004, 9141008, 9045002, 8727003.

(145) TAM 9731004. TAM (Technical Advice Memorandum) とは、納税者が納税申告あるいはその手続に関する疑問を管轄の課税庁等に質問した場合、内国歳入庁長官の下で、その回答を發布するガイダンスである。これは、わが国における国税庁質疑応答事例に類似するものである。

2042条(1)の下、故人の総遺産に含まれ、遺産税の課税対象となる。しかし、ここでいうところの「遺言執行者」は、2203条で定義される者のみならず、保険金の支払先が故人の「遺産」であった場合においても、本条項が適用される。

第2に、故人の生命に関わる生命保険契約の下、保険金が「遺産」以外の他の受益者によって受け取られた場合、仮に故人がその生命保険契約に関して所有権の付帯権利を留保していたのならば、その保険金は、故人の総遺産に含まれ、遺産税の課税対象となる(2042条(2))。故人の死亡直前に、生命保険証券の価値の5%を超える価値の復帰権が存する場合、その復帰権は所有権の付帯権利であるとみなされ、遺産税の課税対象となる。

第3に、生命保険に関わる連邦遺産税法の規定は、2042条の単一条項に必ずしも依存するものではない。生命保険という財産の移転に関わる権利や権限、あるいはその所有権の支配に影響する要因があれば、他の条項が適用される場合もある。

第4に、信託の設定とは、財産を信託に移転させることであり、それは、財産所有権の移転でもある。完全移転で財産所有権を信託に移転した場合、移転後の財産所有権は、信託提供者による財産支配の影響を受けない。他方、不完全移転で財産所有権を信託に移転した場合、移転後の財産所有権は、信託提供者による財産支配の影響を受ける。財産所有に対する支配の影響の有無は、財産所有権の有無と同じものとして取り扱われる。

第5に、撤回不能信託は、完全移転による財産所有権の信託への移転である。他方、撤回可能信託は、不完全移転による財産所有権の信託への移転となる。生命保険という財産

所有権を撤回不能信託に移転した場合、その財産所有権はもはや信託提供者に帰属するものではなく、信託提供者はそのような財産を保有していないとみなされることから、連邦遺産税の課税対象とはならない。他方、撤回可能信託で生命保険を移転した場合、信託提供者はその財産所有権を留保することになるので、その価値は、連邦遺産税の課税対象となる。信託において、撤回不能あるいは撤回可能は、換言するならば、財産所有権に対する支配の影響の有無と同じ判断の下にあることになる。

第6に、生存者撤回不能生命保険信託は、財産所有権の完全な移転となるため、連邦遺産税の納税義務を回避させることができるが、連邦贈与税が信託提供者に対し課税されることとなる。しかし、贈与税の年間課税除外制度あるいは統一税額控除制度を活用することによって、その納税義務を軽減させることができる。

第7に、連邦贈与税の課税対象は、現在権の贈与であり、将来権の贈与は、連邦贈与税の課税対象とはならない。しかし、Crummey撤回権限を利用することによって、贈与税の年間課税除外制度を適用させることができる。Crummey撤回権限とは、将来権を現在権に変換させることのできる権限である。

第8に、名古屋事件の当事者が、仮に全て米国市民であった場合、当該信託は撤回不能信託であることから、信託提供者である祖父には連邦贈与税が課され、連邦遺産税は課されないであろう。

第9に、米国での課税関係についていうならば、名古屋事件での場合、非居住者でありかつ米国市民でない祖父に対して米国連邦贈与税は課されなかったであろう。連邦贈与税

法2501条(a)(2)および2511条(b)は、無形資産の贈与に関し、米国の非居住者あるいは米国民ではない者が、無形資産を贈与により移転した場合、贈与税が課されないことを規定する。

第10に、同様に米国での課税関係についていうならば、名古屋事件の被保険者である父は、限定的指名権 (special, limited or non-general power of appointment) を有していた、とされるであろう。限定的指名権とは、信託契約において特定された集団に対して、財産の受益を指名する権限である。米国では、限定的指名権は、遺産税 (2041条) および贈与税 (2514条) の課税対象とはならない。とはいえ、父の信託財産に対する支配が強いとみなされる一定の場合には、限定的指名権ではなく、一般指名権として課税される可能性もある。

米国では一般指名権の保有は、財産所有権の所有と同等であるとされ、さまざまな種類がある財産上の権利の中でも、極めて効力の強い権利となっている。わが国において、信託法89条で受益者指定権等の規定が存在するが、相続税法において、一般指名権とみなされる受益者指定権等に関する課税関係の規定

は存在しない。信託は、財産所有あるいは所有権に関わる様々な権利や権限が複層化する。そのような状況の下、「一般指名権」あるいは「受益者指定権等」に対する課税については、今後、わが国の相続税法において考慮する必要がある。

米国における富の移転課税制度の特徴は、移転される財産それ自体に着目し納税義務を課すものではなく、所有権の移転あるいはそれに影響する権利、権限、支配等が、むしろ課税対象として理解されているといえよう。生命保険あるいは生命保険信託の課税関係についても、そのような視点で法が整備されているように思われる。

わが国においては、遺産取得税方式を採用することから、財産取得者側から財産の移転を捉える仕組みとなっている。財産の移転に、信託という手法が用いられる場合、一つの財産の上に複数の権利が存在することとなる。このような権利の移転をどのように捉えるかについては、今後のわが国の信託税制を考えるうえでの課題となる。その際、米国における生命保険および生命保険信託に関する富の移転課税制度は参考となるであろう。